

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年11月24日(木)午後3時から午後4時まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番	佐藤正剛	委員	2番	穴澤久男	委員
3番	塚本繁雄	委員	4番	安藤幸春	委員
5番	大木章寿	委員	6番	佐藤喜巳	委員
7番	石毛甲子男	委員	8番	郡司武幸	委員
9番	今井睦子	委員	10番	石田利之	委員
11番	大木丈雄	委員	12番	伊藤栄治	委員
13番	椎名正和	委員	14番	山崎幸治	委員
15番	伊藤喜信	委員	16番	久古浩二	委員
17番	大木寛	委員	18番	渡邊弘仁	委員
19番	熱田幸子	委員	20番	川口京子	委員
21番	太田忠治	委員	22番	菱木信治	委員
23番	大木一夫	委員	25番	椎名勝英	委員
26番	鈴木正夫	委員	27番	伊藤定夫	委員

4 欠席委員(1名)

24番 石井敏雄 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 12件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 6件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件

報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

(2) 利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局員 3 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成 28 年 1 1 月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いいたします。

議長 本日、出席委員は 27 名中 26 名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、7 番石毛甲子男委員、8 番郡司武幸委員を指
名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第 1 号の番号 1 番、6 番、11 番及び 12 番は賃借権に
関する件、番号 2 番から 5 番までと 7 番から 10 番までは所有権移転に関
する件であります。

【議案第 1 号、番号 1 番から 12 番までを議案書を基に朗読】

番号 1 番から 12 番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条
第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上で議案の説明を終わります。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

27番 　　番号1番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

9番 　　番号4番と5番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で互いの農
地を交換し作業の効率化を図るもので、意欲的に営農しており問題ないと思
われます。

番号6番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

12番 　　番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号9番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

20番 　　番号10番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

26番 　　番号11番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

17番 　　番号12番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

議 長 　　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

事務局 番号1番は、当初計画者が専用住宅を計画していましたが、建築することが困難となったため、継承人が新たに専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

20番 番号1番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地の区分と転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第3号、番号1番から6番までを議案書を基に朗読】

事務局 番号1番は、専用住宅用地として、田290㎡を父より借受け計画する
ものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
番号2番について、太陽光発電施設用地として、畑958㎡を借受け計
画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
番号3番について、専用住宅用地として、畑380㎡を借受け計画する
ものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
番号4番について、資材置場用地として、畑750㎡を譲受け計画する
ものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
番号5番について、専用住宅用地として、現況畑330㎡を譲受け計画
するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
番号6番について、建売住宅及び進入路用地として、畑計359㎡を譲
受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いしま
す。

27番 番号1番について、申請人は現在集合住宅に住んでいます。子供の成長
に伴い手狭となったため専用住宅を計画するものです。転用目的に問題あ
りません。周辺農地への通風、日照、排水等の影響はないと思います。

14番 番号2番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。転用
目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思いま
す。

1番 番号3番について、申請人は現在集合住宅に住んでいます。子供の成長
に伴い手狭となったため専用住宅を計画するものです。転用目的にも問題
ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号4番について、申請人は現在外食チェーン店の厨房機器等の保管業
務を行っています。今回業務拡大のため新たに、資材置場を計画するもの

です。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

20番 番号5番について、申請人は現在両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったため専用住宅を計画するものです。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

26番 番号6番について、申請者は不動産業を営んでいますが、建売住宅1棟と進入路を計画するものです。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番については、田8筆を賃借したいとのことです。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に14番山崎幸治委員、27番伊藤定夫委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に14番山崎幸治委員、27番伊藤定夫委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について2件、利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 12件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について 1件

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について	6 件
議案第 4 号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1 件
報告事項 (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	2 件
(2) 利用権の中途解約に係る通知について	1 件
でありました。	

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成 28 年 11 月 24 日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。